

訪問看護の 重要事項説明書 および 契約書

介護保険 事業所番号 2060190119 医療保険 事業所コード 0190119

医療法人愛和会 訪問看護ステーション愛和

【重要事項説明書】

1. 訪問看護事業者の概要と沿革

事業所名	医療法人愛和会 訪問看護ステーション愛和
代表者氏名	山田 祐司
所在地・連絡先	住所 : 長野市大字鶴賀 1 0 4 4 番地 2 電話 : 0 2 6 - 2 2 6 - 3 8 4 3 Fax : 0 2 6 - 2 2 6 - 3 8 4 1
夜間・休日の対応	緊急対応電話 または 病院（主治医）へ電話連絡
沿 革	平成 9 年 10 月 1 日老人保健法に基づく指定を受ける 平成 11 年 11 月 11 日介護保険法の居宅サービス事業者の指定を受ける

2. 訪問看護ステーション愛和の従業者

看護師 3 名以上（うち 1 名は管理者兼務）
理学療法士 非常勤 1 名（兼務）
事務職員 1 名

3. 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

居宅において、主治医が訪問看護の必要性を認めた利用者に対し、適切な訪問看護を提供することを目的とします。

(2) 事業の運営方針

- ①すべての人が住み慣れた場所で安心して暮らせるよう一人一人と向き合い、日常生活動作の維持・回復を図るとともに生活の質の確保を重視し、その人らしく生きることを支援します。
- ②事業の実施にあたっては、保健所、市町村及び医療機関などの関係機関、ならびに保健・医療・福祉の関係職種と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。
- ③質の良い訪問看護サービスを提供するために職員の研修を継続的に行い、資質の向上を図ります。

4. 営業日時・営業地域のご案内

営業日	月曜日～金曜日
休 日	土・日・祝日、盆休み(8/14～8/16)、年末年始(12/30～1/3)
営業時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
営業地域	長野市内（但し大岡・豊野・鬼無里・戸隠・信州新町・中条地区を除く）

*24 時間対応体制を整えておりますので、緊急時などは上記時間外でも対応可能です。

5. 提供する予防訪問看護、訪問看護サービスの内容と利用料について

(1) 提供するサービスの内容

① 病状の観察・健康管理

- ・ 病気や障害の状態を観察・助言
- ・ 体調に合わせた療養環境の調整・助言
- ・ 血圧、体温、脈拍、酸素飽和度などのチェック

② 医師の指示による医療処置、医療機器の操作援助・管理

- ・ 主治医の指示に基づく医療処置
- ・ 在宅酸素、人工呼吸器、留置カテーテル、胃瘻、胃管、ストマ等の管理

③ 服薬支援

- ・ 服薬についての指導・相談

④ 褥創の予防・処置

- ・ 褥創部の処置
- ・ 体位変換や寝具等の調整・助言

⑤ ターミナルケア

- ・ 症状コントロールや療養環境の調整などの身体的支援
- ・ ご本人や家族への精神的支援

⑥ 認知症の対応

- ・ 認知症に対するリハビリテーションを含めた対応・相談・援助

⑦ リハビリテーション

- ・ 運動機能や日常生活能力の維持・向上、苦痛の緩和を目的としたリハビリテーション

⑧ 生活指導（相談・援助）

⑨ 家族指導（相談・援助）

(2) 利用料

利用料金と支払い方法につきましては別紙をご参照下さい。

6. 24 時間の対応体制について

訪問看護ステーション愛和では、24 時間の対応体制を整えております。電話での相談のうえ、状況やご希望に応じて緊急訪問をいたします。

【連絡の手順】

① 訪問看護ステーション愛和に電話でご相談ください。（看護師専用連絡先参照）

- ・ 急変等の際は主治医に連絡し対応します。救急車を呼ぶ前にまずは訪問看護にご連絡下さい。

② ご相談内容や状況、ご希望に応じて緊急訪問をいたします。

- ・ ご相談の際の訪問状況や交通状況によって、到着までお待ちいただくことがあります。
- ・ 自然災害発生時は、対応が困難になることがあります。

☐

私は、緊急時訪問看護加算・24 時間対応体制加算の利用について、
注意事項を理解した上で同意いたします。

令和 年 月 日

7. 訪問看護のご利用にあたって

- ・病状やご希望、医師の指示に基づいて訪問予定日時を決定します。訪問予定は状況に応じて調整致しますが、全てのご希望には応じられないこともあります。
- ・緊急訪問等により訪問時間を明確にお伝えすることができないことがあります。
- ・訪問予定の日時変更を希望される場合はご連絡下さい。また、当事業者から予定変更のお願いをすることもあります。

8. 緊急時の対応

万が一サービスの提供中に病状の急変等が生じた場合、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、予め利用者が指定する連絡先にも連絡します。

9. 事故発生時の対応

万が一サービスの提供中に事故が発生した場合は、市町村、ご利用者家族、ご利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

但し、以下の点においては責任を負いかねますのでご了承ください。

- ① 看護師の訪問時間外の転倒・転落などの事故。
- ② 当ステーションで定められた手順に沿って行った医療処置（輸液・カテーテル挿入・吸引等）により障害を及ぼした場合。

状況により専門医の受診を検討いたします。

なお当事業所では、訪問看護事業者賠償責任保険(三井住友海上火災保険株式会社)に加入しており、訪問看護サービスの提供中に利用者への生命・身体を害したり、財産を滅失・破損及び汚損してしまった場合には、損害賠償保険を利用することができます。

10. 虐待の防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講じています。

- (1) 管理者を虐待防止に関する責任者として選定しています。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情対応体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を継発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 虐待防止の対策を検討する委員会を設置しています。
- (6) 虐待防止のための指針を策定しています。

11. サービス提供に関する苦情・相談について

担当窓口： 訪問看護ステーション愛和 TEL：226-3843

担当者： 管理者 渡邊真理子

相談時間： 午前8時30分～午後5時30分

※その他、当ステーション以外に以下の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

- ・ 長野市保健福祉部介護保険課 TEL：224-7871
- ・ 長野県国民健康保険団体連合会 TEL：238-1580

12. 秘密の保持と個人情報の保護について

事業者及びその従業者は、訪問看護サービスを提供する上で知り得た利用者またはその家族の秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

【訪問看護契約書】

____様（以下「利用者」とします）と訪問看護ステーション愛和（以下「事業者」とします）は、訪問看護のご利用について次の通り契約します。

第1条 **（契約の目的）** 事業者は利用者に対し、介護保険法・健康保険法等関連法令のもとに、利用者が居宅においてその能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように適切な訪問看護を提供し、利用者は事業者に対しそのサービスに係る利用料を支払うことを契約の目的とします。

第2条 **（契約期間）** この契約期間は令和 ____年 ____月 ____日からとします。なお利用者から契約終了の申し出があった場合や終了に妥当する場合は、この契約を終了とします。

第3条 **（訪問看護の方法）**

1. 事業者は、利用者の希望に沿い、主治医の指示書及び居宅サービス計画にしたがって訪問看護計画書を作成し、利用者及びその家族に説明します。
2. 利用者は、訪問看護計画に沿ってサービスを利用します。
3. サービスの内容、利用回数等は利用者との合意により変更できます。
4. 事業者は、利用者から訪問看護内容の変更の申し出があった場合は、第1条の規定に反するなど、変更を拒む正当な理由がない限り変更します。

第4条 **（訪問看護の内容）**

1. 療養上の世話
・食事(栄養)の管理・援助、排泄の管理・援助、清潔の管理・援助、ターミナルケア
2. 診療の補助、緊急時対応や医療との連携
・内服管理、褥創の予防と処置、カテーテル管理等の医療処置
3. リハビリテーションに関すること
4. 家族支援
・療養上の指導、介護相談支援

第5条 **（訪問看護の利用料）**

1. 事業者は、利用開始にあたり介護保険法・健康保険法等関連法令に定められた利用料について説明をします。
2. 事業者は、月ごとに利用料を請求します。利用者は、3ヶ月以内に支払いをお願いします。
3. 事業者は、利用者からの支払いを受けた場合はその領収書を発行します。
4. 事業者は、利用者に料金の変更がある場合は事前に説明し同意を得ます。
5. 事業者は、介護保険法・健康保険法等関連法令の適応を受けない訪問看護サービスがある場合は、予めその料金について説明し同意を得ます。
6. 利用者は、利用料の変更に応じられない場合は事業者に対し文書で通知し、契約を解除することができます。

第6条 **（利用料の滞納）**

1. 利用者が正当な理由なく利用料を3ヶ月以上滞納した場合は、事業者は1ヶ月以内の期限を定めて催促し、支払いがないときは契約を解除することができます。
2. 事業者は前項を実施した場合には、利用者担当の介護支援専門員、利用者の居住区である市町村に連絡するなど必要な支援を行います。

第7条（契約の終了）

1. 利用者は、事業者に対し次の事由に該当した場合、5日間以上の予告期間においてこの契約の解除ができます。
 - ・事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ・事業者が守秘義務に反した場合
 - ・事業者が利用者やその家族などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ・利用者が利用料の変更に応じられない場合
2. 事業者は、利用者が正当な理由なく又は故意に指定訪問看護の利用に関する指示に従わず、要介護状態を悪化させた場合、または常識を逸脱する行為をなし、改善しようとししないなどの理由で、契約の目的が達せられないと判断した時は、1ヶ月以内の文書による予告期間をもって契約を終了することができます。
3. その他次のいずれかの事由に該当する場合は契約を終了します。
 - ・利用者が死亡・3ヶ月以上の長期入院・入所又は転出した場合
 - ・利用者の病状・要介護度などの改善により、訪問看護の必要性を認められなくなった場合
 - ・訪問看護サービスが提供できない施設に入居した場合
 - ・その他解約せざるを得ない状況が生じた場合
(看護師に対する暴言、迷惑行為、信頼関係の構築が困難な場合等)

第8条（守秘義務）

1. 事業者及びその従業員は、正当な理由がない限り、その業務上知り得た利用者及びその後見人又は家族の秘密を洩らしません。
2. 事業者及びその従業員は、サービス担当者会議等において、利用者及びその後見人又は家族に関する個人情報を用いる必要がある場合には、利用者及びその後見人又は家族に使用目的等を説明し同意を得なければ使用致しません。
3. 事業者及びその職員は、退職後も在職中に知り得た利用者またはその家族の秘密を守ることを義務とします。

第9条（個人情報使用の目的）

1. 関係諸機関との連携にあたり、円滑にサービスを利用者の方に提供するために実施されるサービス担当者会議、ケアマネジャーとサービス提供事業者との連絡調整において必要な場合に利用します。
2. 個人情報は、訪問看護の提供以外にも以下のような場合に、必要に応じて第三者に提供される場合があります。
 - ・特別養護老人ホーム等の介護保険施設入所時の照会への回答
 - ・審査、支払い機関へのレセプトの提出
 - ・保険者への相談、届け出、及び照会への回答
 - ・学会、研究会での事例研究発表
 - ・学生等の実習、研修への協力のため

第10条（苦情処理）

1. 事業者は、利用者又はその家族から苦情申し出があった場合は速やかに対応します。
2. 事業者は利用者又はその家族が苦情申し立てを行った場合、これを理由としていかなる不利益・不公平な対応も致しません。

第 11 条（連携）

1. 事業者は訪問看護の提供にあたり、主治医及び介護支援専門員、その他保険・医療・福祉サービスを提供する者との連携を密に行います。
2. 事業者は、当該契約の変更又は終了に際し速やかに利用者担当の介護支援専門員等に連絡します。

第 12 条（契約外条項）

1. 利用者及び事業者は信義誠実をもってこの契約を履行します。
2. 本契約に規程のない事項については、介護保険法・健康保険法等関連法令の規定を尊重し、利用者及び事業者の協議に基づき定めます。

契約年月日 令和 年 月 日

指定訪問看護の開始にあたり、ご利用者に対して重要事項説明書及び契約書の内容、個人情報の使用について説明いたしました。本契約を締結するため本書 2 通を作成し、利用者・事業者が記名の上、1 通ずつ保有するものとします。

事業者

住 所 長野市大字鶴賀 1044 番地 2
名 称 医療法人愛和会 訪問看護ステーション愛和
理事長 山田 祐司 印

説明者

氏 名

本書面により、訪問看護の利用に際し重要事項、契約内容について説明を受け、個人情報使用の利用について同意しました。

利用者

住 所

氏 名

家族・又は代理人

住 所

氏 名

（続柄 ）